

災害により被害を受けられた方へ

この度の台風 12 号により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「災害減税法」に定める税金の軽減免除による方法、「所得税法」に定める雑損控除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

詳細につきましては、税務署にお問い合わせいただくか、下記の説明会または確定申告会場へお越しください。

< 災害により被害を受けられた方の確定申告説明会 >

開設日	開催時間	会場	所在地
12月19日(月)	14:00~15:30	新宮市民会館 大ホール	新宮市 新宮 7696
12月20日(火)		那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町 天満 441-8
12月21日(水)		古座川町中央公民館	古座川町 高池 777

※上記説明会では申告書の受付は行っておりませんので、ご了承ください。

< 災害関連確定申告会場 >

開設日	受付時間	会場	所在地
1月23日(月)~1月24日(火)	9:30~12:15 13:00~15:00	古座川町中央公民館	古座川町 高池 777
1月25日(水)~1月27日(金)		新宮市民会館 大会議室	新宮市 新宮 7696
1月30日(月)~2月1日(水)		那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町 天満 441-8

確定申告が必要な方

- (1) 所得税の納付額を軽減するため、災害減税法や雑損控除の適用を受ける方
- (2) 事業者の方で、被災などにより所得金額が赤字になった方で、純損失の金額を翌年以後に繰り越す方（白色申告者の場合と青色申告者の場合では計算が異なります。）
- (3) サラリーマンの方などで、所得税の還付を受けるため、災害減税法や雑損控除の適用を受ける方（源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合には、所得税は還付されません。）
- (4) その年中の給与等について、災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- (5) 雑損控除の金額が所得金額を上回るため、引き切れなかった雑損失の金額を翌年に繰り越す方 など

※ (3)に該当する方で翌年に繰り越す雑損失の金額がない方は、3月16日以後でも申告することができます。

確定申告の際にご用意いただくもの

- ・被害を受けた住宅の取得年月日、床面積及び自家用車の取得年月などが分かるもの（売買契約書などでその取得価額の分かるもの及び修繕費などの災害関連支出の領収書が残っていれば併せてご用意ください。）
- ・保険金等で補てんされる金額がある場合、その金額が分かる書類
- ・り災証明書の写し（り災証明書の発行を受けられない方は、被害状況の分かるもの）
- ・源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）や所得控除に係る各種証明書
- ・振込先金融機関の口座番号の分かるもの、印鑑

■お問い合わせ 新宮税務署 < TEL : 0735-22-5304 >

新宮税務署からのお知らせ

○ サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場のご案内

開設日	受付時間	会場	所在地
2月2日(木)～2月3日(金)	9:30～12:15	那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町 大字天満441-8
2月7日(火)		太地町公民館	太地町太地3077-13
2月8日(水)	13:00～15:00	古座川町中央公民館	古座川町高池777
2月9日(木)～2月10日(金)		串本町文化センター	串本町串本2427

○ 所得税・消費税の確定申告会場開設のご案内

開設日	受付時間	会場	所在地
2月17日(金)	9:30～12:15	太地町公民館	太地町太地3077-13
2月21日(火)		古座川町中央公民館	古座川町高池777
2月22日(水)～2月24日(金)	13:00～15:00	串本町文化センター	串本町串本2427
2月28日(火)～2月29日(水)		那智勝浦町役場	那智勝浦町 大字築地7-1-1

※ 各会場とも土地・建物・株式等を売却された所得、贈与税や相続税、山林所得に関するアドバイスは行っておりませんので、これらに関するアドバイスが必要な場合は、税務署までお越しください。

※ 各会場の受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ ご来場の際には、確定申告書及びその関係書類、前年分の申告書の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑、計算機（電卓等計算用具）、眼鏡等をご持参ください。

所得税等の確定申告書及びその関係書類は、前年の申告内容に基づき、平成23年10月末のデータにより作成していますので、次の点にご注意ください。

- 申告書に印字されている住所等に変更があった場合には、訂正して使用することができます。
- 事業所得、不動産所得、譲渡所得、退職所得などがあり、他の申告書等の様式が必要な場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくか、必要な書類を明記の上、郵送等により税務署に請求してください。
なお、郵送等で請求いただく際には、住所・氏名を記載し必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を併せて送付してください。
- 何かご不明な点等がございましたら、税務署までお尋ねください。

国税庁



検索